

毎週火・金曜日発行（当日が休日になるときは、休日の翌日）

# 福 島 県 報

## 目 次

- 告示  
大規模小売店舗立地法第六條第二項の規定により変更の届出があつた件 二九
- 保安林の指定を解除する予定である件 二九
- 特定非営利活動法人の設立の認証の申請があつた件 二九
- 土地改良区の役員が就任した旨届出があつた件 二九
- 都市計画を変更する件 二九
- 都市計画の変更に係る関係図書の写しの送付を受けた件 二九
- 一般競争入札を行う件 三〇

## 告 示

### 福島県告示第四百四号

大規模小売店舗立地法（平成十年法律第九十一号）第六條第二項の規定により、大規模小売店舗について次のとおり変更の届出があつた。なお、当該届出を平成二十六年六月二十四日から同年十月二十四日まで福島県商工労働部産業振興総室商業まちづくり課、福島県会津地方振興局企画商工部地域づくり・商工労政課及び会津若松市観光商工部商工課に備え置いて縦覧に供する。

平成二十六年六月二十四日

福島県知事 佐藤雄平

- 一 大規模小売店舗の名称及び所在地  
会津若松ショッピングセンター 福島県会津若松市駅前町四十番ほか
- 二 変更しようとする事項  
1 駐車場の収容台数  
(変更前)百十二台

- 2 (変更後)七十七台  
駐車場の自動車の出入口の数及び位置  
(変更前) (一) 数 四か所  
(二) 位置 別紙図面のとおり  
(変更後) (一) 数 三か所  
(二) 位置 別紙図面のとおり
- 三 変更しようとする年月日  
平成二十七年二月十四日
- 四 届出年月日  
平成二十六年六月十三日
- 五 届出をした者  
東日本旅客鉄道株式会社  
(「別紙図面」は、省略し、その図面を縦覧場所に備え置いて縦覧に供する。)  
(商業まちづくり課)

### 福島県告示第四百五号

森林法（昭和二十六年法律第二百四十九号）第二十六條の二第一項の規定により、次のように保安林の指定を解除する予定である。

平成二十六年六月二十四日

福島県知事 佐藤雄平

- 一 解除予定保安林の所在場所  
相馬市岩子字昼小屋六二から六六まで  
保安林として指定された目的  
潮害の防備
- 二 解除の理由  
指定理由の消滅
- 三 解除の理由  
指定理由の消滅

(森林保全課)

## 公 告

### 公告第八十五号

特定非営利活動促進法（平成十年法律第七号）第十条第一項の規定による特定非営利

活動法人の設立の認証の申請があつたので、次のとおり公告する。  
平成二十六年六月二十四日

福島県知事 佐藤 雄平

- 一 申請のあつた年月日  
平成二十六年五月三十日
- 二 名称  
特定非営利活動法人はなわスポーツクラブ
- 三 代表者の氏名  
古橋 博
- 四 主たる事務所の所在地  
福島県東白川郡塙町大字塙字桜木町八十番地 塙町営体育館内
- 五 定款に記載された目的  
この法人は、あらゆる世代の地域住民を対象として、スポーツ、レクリエーション、文化的活動を通して、地域スポーツの振興、青少年の健全育成、地域住民の健康増進、活力ある高齢者社会の創造、地域のコミュニティ構築に関わる事業を展開し、元気で健康な連帯感あふれる町づくりに資することを目的とする。

(文化振興課)

**公告第百八十六号**

土地改良法(昭和二十四年法律第九十五号)第十八条第十六項の規定により、次のとおり土地改良区の役員が就任した旨届出があつた。

平成二十六年六月二十四日

福島県知事 佐藤 雄平

土地改良区の名称  
小野町土地改良区

就任した役員

役別 氏名

住所

理事 大和田 昭 田村郡小野町大字浮金字棟内二二一番地

(農村計画課)

**公告第百八十七号**

都市計画法(昭和四十三年法律第百号)第二十一条第二項で準用する同法第十七条第一項の規定により、県南都市計画道路を変更するため当該都市計画の案を次のとおり縦覧に供する。

平成二十六年六月二十四日

福島県知事 佐藤 雄平

- 一 新たに都市計画に含まれる土地の区域  
白河市のうち白坂三輪台、白坂一里段、西三坂、みさか二丁目、東三坂、東三坂山、鬼越山、東小丸山、鬼越、南湖、東大沼、三本松山、菅生館、栄町、蛇石、白井掛下、

円明寺、横町、田町、郭内、追廻、葉ノ木平、薄葉、弥次郎窪、田中山、外薄葉、豊地弥次郎、手代町及び向新蔵の各一部の区域

二 都市計画から除外される土地の区域  
白河市のうち白坂新一里段、白坂一里段、東三坂、東三坂山、東小丸山、東大沼、南湖、三本松山、五郎窪、菅生館、栄町、蛇石、円明寺、馬町、本町、年貢町、横町、田町、郭内、追廻、葉ノ木平、薄葉、弥次郎窪、豊地弥次郎、向新蔵の各一部の区域

三 新たに都市計画に車線数を定める道路名  
三・三・一〇二号 白河中央線及び三・四・一〇五号 白河駅棚倉線

四 縦覧場所  
福島県県南建設事務所企画管理部企画調査課及び白河市建設部都市政策室都市計画課

五 縦覧期間  
平成二十六年六月二十四日から平成二十六年七月八日まで

六 意見書の提出  
県南都市計画道路を変更する案について、白河市の住民及び利害関係人は、都市計画法第二十一条第二項で準用する同法第十七条第二項の規定により、住所、氏名及び意見を記した意見書を四に掲げる機関を経由して、五に掲げる縦覧期間内に福島県に提出することができる。

(都市計画課)

**公告第百八十八号**

都市計画法(昭和四十三年法律第百号)第二十一条第二項で準用する同法第二十条第一項の規定により、須賀川市から県中都市計画公園の変更に係る関係図書の写しの送付を受けたので、次のとおり縦覧に供する。

平成二十六年六月二十四日

福島県知事 佐藤 雄平

- 一 縦覧に供する図書  
総括図、計画図及び計画書の写し
- 二 縦覧場所  
福島県土木部都市総室都市計画課及び福島県県中建設事務所企画管理部企画調査課

(都市計画課)

**公告第189号**

W T O に基づく政府調達に関する協定の適用を受ける物品等の購入について、次のとおり一般競争入札を行うので、地方公共団体の物品等又は特定役務の調達手続の特例を定める政令（平成7年政令第372号）第6条及び福島県財務規則（昭和39年福島県規則第17号。以下「財務規則」という。）第274条の3第1項の規定により公告する。

平成26年6月24日

福島県知事 佐藤 雄平

**1 入札に付する事項**

- (1) 調達をする物品等の件名及び数量 ノート型パソコン（福島県警察用） 741台
- (2) 調達をする物品等の仕様等 仕様書による。
- (3) 納入期限 平成27年1月30日（金）
- (4) 納入場所 福島県警察本部警務部情報管理課ほか

**2 入札に参加する者に必要な資格に関する事項**

次に掲げる条件を全て満足している者であり、かつ、当該入札に参加する者に必要な資格の確認を受けた者であること。

- (1) 福島県の物品購入（修繕）競争入札参加有資格者名簿に登載されている者又は開札時まで福島県の物品購入（修繕）競争入札参加資格を取得している者であること。
- (2) この公告の日から入札の日までの間に福島県から物品の買入れ又は修繕に係る参加資格制限を受けていないこと。
- (3) この公告に示した仕様に合致した物品又はこれと同等の物品について納入実績があり、かつ、確実に納入できること。

**3 入札に参加する者に必要な資格の確認**

入札に参加を希望する者は、所定の物品購入（修繕）一般競争入札参加資格確認申請書に、2の(3)に掲げる事項について証明できる書類を添付して、平成26年7月22日（火）午後5時までに次に掲げる場所に提出し、当該入札に参加する者に必要な資格の確認を受けること。

郵便番号960-8670 福島県福島市杉妻町2番16号

福島県出納局入札用度課

電話024-521-7563

**4 入札書の提出場所等**

- (1) 入札書の提出場所、契約条項を示す場所、入札説明書の配布場所及び問い合わせ先 3に掲げる場所に同じ。
- (2) 入札説明会の日時及び場所 平成26年7月8日（火）午後1時30分 福島県出納局入札用度課
- (3) 入札及び開札の日時及び場所 平成26年8月6日（水）午前10時30分 福島県出納局入札用度課（郵送により入札する場合は、書留郵便により行うものとし、同月5日（火）午後5時までに必着のこと。）

**5 入札保証金及び契約保証金**

- (1) 入札保証金 この入札に参加を希望する者は、入札金額の100分の3以上の額の入札保証金を納付しなければならない。ただし、財務規則第249条第1項各号のいずれかに該当する場合においては、入札保証金の全部又は一部の納付を免除する。
- (2) 契約保証金 落札者は、契約金額の100分の5以上の額の契約保証金を納付しなければならない。ただし、財務規則第229条第1項各号のいずれかに該当する場合においては、契約保証金の全部又は一部の納付を免除する。

**6 入札に参加を希望する者に要求される事項**

この入札に参加を希望する者は、開札日の前日までの間において、提出した書類に関し、福島県知事から説明を求められた場合は、それに応じなければならない。

**7 入札の無効**

2の入札に参加する者に必要な資格のない者のした入札及び入札説明書において示す入札に関する条件等に違反した入札は、無効とする。

**8 その他**

- (1) 契約の手続において使用する言語及び通貨 日本語及び日本国通貨
- (2) 入札方法 落札の決定に当たっては、入札書に記載された金額に当該金額の100分の8に相当する額を加算した金額（当該金額に1円未満の端数があるときは、その端数金額を切り捨てた金額）をもって落札価格とするので、入札者は、消費税に係る課税事業者であるか免税事業者であるかを問わず、見積もった契約希望金額の108

分の100に相当する金額を入札書に記載すること。

- (3) 落札者の決定の方法 予定価格の制限の範囲内で最低の価格をもって有効な入札を行った者を落札者とする。
- (4) 契約書作成の要否 要
- (5) その他 詳細は、入札説明書による。

#### 9 Summary

- (1) Nature and quantity of the products to be purchased : Notebook Personal computer (for Fukushima police) 741units
- (2) Time-limit of tender(by hand) : 10:30 a.m., 6 August 2014
- (3) Time-limit of tender(by mail) : 5:00 p.m., 5 August 2014
- (4) Contact point for the notice : Bid Administration Division, Treasury Bureau, Fukushima Prefectural Government, 2-16 Sugitsuma-cho, Fukushima-shi, Fukushima 960-8670 Japan TEL024-521-7563

(入札用度課)